

◎新潟県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和5年4月4日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可（同意）年月日	根拠条文
新発田市 五十公野土地改良区	五十公野土地改良区	維持管理事業	変更	令和5年3月23日	第48条